

浜田市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市規則第 21 号

浜田市行政組織規則の一部を改正する規則

浜田市行政組織規則（平成 17 年浜田市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項の表総務部の部総務課の項を次のように改める。

総務課	総務管理係、法令文書係
D X 推進課	D X 推進係、システム管理係

第 3 条第 2 項の表地域政策部の部政策企画課の項中「、地域情報係」を削り、同部まちづくり社会教育課の項を次のように改める。

まちづくり社会教育課	社会教育係、まちづくり推進係、公共交通係
地域活性化室	地域活性化係

第 3 条第 2 項の表健康福祉部の部保険年金課の項中「、賦課給付係」を削り、同表産業経済部の部商工労働課の項の次に次のように加える。

浜田駅周辺活性化推進室	駅周辺活性化推進係
-------------	-----------

第 4 条の表総務部デジタル推進室の項を次のように改める。

D X 推進課

D X 推進係

- (1) 情報施策の企画、調整及び推進に関すること。
- (2) 市のホームページ及び S N S の運用に関すること。
- (3) 情報通信基盤整備の調整に関すること。
- (4) ケーブルテレビに関する調整に関すること。
- (5) ケーブルテレビ（I R U 施設）に関すること。
- (6) 課の庶務に関すること。

システム管理係

- (1) 庁内情報システムの管理及び技術的支援に関すること。
- (2) 情報セキュリティに関すること。

第 4 条の表総務部行財政改革推進課行革推進係の項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

- (6) 地方公社等に関する指針に関すること。

第 4 条の表地域政策部政策企画課地域情報係の項を削り、同表地域政策部まちづくり社会教育課まちづくり社会教育係の項中「まちづくり社会教育係」を「社会教育係」に改め、同表地域政策部まちづくり社会教育課地域活動支

援係の項中「地域活動支援係」を「まちづくり推進係」に改め、第 7 号を削り、第 8 号を第 7 号とし、第 9 号を削り、同表地域政策部まちづくり社会教育課の項の次に次のように加える。

地域活性化室

地域活性化係

- (1) 地域の活性化に関すること。
- (2) 地域課題の把握及び解決に関すること。
- (3) まちづくりコーディネーター及び地区サポーターに関すること。
- (4) 市民活動団体の支援に関すること。

第 4 条の表健康福祉部保険年金課国保係の項第 1 号中「(国民健康保険料又は国民健康保険税の賦課及び徴収並びに給付を除く。)」を削り、同表健康福祉部保険年金課賦課給付係の項を削り、同表市民生活部税務課税制係の項中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

- (7) 臨時特別給付金の給付に関すること。

第 4 条の表市民生活部税務課市民税係の項中第 4 号を削り、同表産業経済部商工労働課の項の次に次のように加える。

浜田駅周辺活性化推進室

駅周辺活性化推進係

- (1) 浜田駅周辺の活性化に関すること。
- (2) 室の庶務に関すること。

第 6 条の表金城支所、旭支所、弥栄支所、三隅支所防災自治課庶務係の項中第 22 号を削り、第 23 号を第 22 号とし、第 24 号を第 23 号とし、同表金城支所、旭支所、弥栄支所、三隅支所防災自治課地域振興係の項中第 14 号を削り、第 15 号を第 14 号とし、第 16 号を第 15 号とし、第 17 号を第 16 号とする。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。